

令和7年5月29日

令和7年第2回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

承第 2 号	専決処分の承認について（専第 2 号 恵那市税条例の一部改正について）	5
承第 3 号	専決処分の承認について（専第 3 号 恵那市都市計画税条例の一部改正について）	9
承第 4 号	専決処分の承認について（専第 4 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について）	11
議第 3 9 号	恵那市企業等立地促進条例の一部改正について	13
議第 4 0 号	恵那市図書館条例の一部改正について	15
議第 4 1 号	指定管理者の指定について	17
議第 4 2 号	財産の取得について	19
議第 4 3 号	令和 7 年度恵那市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊

承第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 2 号

恵那市税条例の一部改正について

恵那市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和 7 年 3 月 31 日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市税条例の一部を改正する条例

恵那市税条例（平成 16 年恵那市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 10 条の 2 第 16 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 10 条の 3 中第 14 項を第 15 項とし、第 13 項を第 14 項とし、第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出が

され、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の恵那市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 82 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第 3 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 3 号

恵那市都市計画税条例の一部改正について

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和 7 年 3 月 31 日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵那市都市計画税条例（平成 16 年恵那市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 13 項中「、第 32 項、第 34 項、第 38 項若しくは第 45 項」を「から第 33 項まで、第 37 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第 4 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 4 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和 7 年 3 月 31 日専決

恵那市長 小坂 喬峰

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する
条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る
恵那市固定資産税の特例に関する条例（平成 20 年恵那市条例第 34 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3 9 号

恵那市企業等立地促進条例の一部改正について

恵那市企業等立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市企業等立地奨励金の対象業種に、宿泊業を追加するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市企業等立地促進条例の一部を改正する条例

恵那市企業等立地促進条例（平成 18 年恵那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「人・農地プラン」を「農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画」に改める。

第 3 条第 5 号ウ中「運輸業・郵便業」を「運輸業、郵便業」に改め、同号エ中「学術研究及び専門・技術サービス業」を「学術研究、専門・技術サービス業」に改め、同号に次のように加える。

カ 宿泊業

第 3 条第 6 号ア中「、運輸業・郵便業、学術研究及び専門・技術サービス業」を「、運輸業、郵便業及び学術研究、専門・技術サービス業」に改め、同号ウ中「、運輸業・郵便業、学術研究及び専門・技術サービス業」を「、運輸業、郵便業、学術研究、専門・技術サービス業」に改め、「認めるもの」の次に「及び宿泊業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 0 号

恵那市図書館条例の一部改正について

恵那市図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市中央図書館岩村分館の設置に係る事項を規定するため、この条例を定める。

恵那市図書館条例の一部を改正する条例

恵那市図書館条例（平成 19 年恵那市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 図書館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
恵那市中央図書館岩村分館	恵那市岩村町545番地 1

第 3 条の表を次のように改める。

区分	開館時間	休館日
恵那市中央図書館	1 火曜日から金曜日までは、午前10時から午後8時まで 2 土曜日、日曜日及び祝日は、午前10時から午後6時まで	1 月曜日 ただし、その日が祝日に当たるときは、その翌日とする。 2 祝日の翌日 ただし、その日が日曜日又はその翌日たる月曜日に当たるときは、その月曜日の翌日とし、当該翌日に相当する日が前号ただし書に規定する翌日に当たるときは、当該月曜日の翌々日とする。
恵那市中央図書館岩村分館	1 火曜日から金曜日までは、午前9時から午後7時まで 2 土曜日、日曜日及び祝日は、午前9時から午後5時まで	3 12月29日から翌年1月3日 4 図書整理日 毎月の最終木曜日 5 特別整理期間 毎年1回5日以内

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議第41号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 佐藤一斎學びのひろば
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市岩村町317番地
特定非営利活動法人いわむら一斎塾
理事長 鈴木 隆一
- 3 指定の期間 令和7年10月1日から令和10年3月31日まで

議第42号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年恵那市条例第42号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 災害対応特殊救急自動車購入事業 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 39,963,000円 |
| 4 契約の相手方 | 恵那市大井町学頭1207番地2
岐阜トヨタ自動車株式会社恵那店
店長 加藤 礼二 |